

聖隷クリストファー大学学友会室使用規則

(目的)

第1条 この規則は、聖隷学園施設、設備及び備品使用規程に基づき、聖隷クリストファー大学学友会室(以下「学友会室」)の使用について必要な事項を定めます。

(使用の範囲)

第2条 学友会室は、学友会活動のために使用するものであり、本学学生以外の使用は認めないものとします。なお、この規則でいう学友会室とは学友会室2をいいます。

(使用責任者)

第3条 学友会室の使用にあたっては、学友会会長が使用責任者となります。

(使用の原則)

第4条 学友会室を使用するにあたっては、学生サービスセンターにおいて所定の手続きを行ってください。

(使用時間)

第5条 学友会室の使用時間は、原則として以下のとおりとします。

平日 8時30分から21時まで

土曜日 8時30分から17時まで

2.日曜日、国民の祝日及び聖隷クリストファー大学が定める休日は使用できません。

3.長期休業期間において、事務部が業務を行わない期間は使用できません。

4.その他、行事、入試等により使用できない場合があります。

(学友会室使用上の諸注意)

第6条 学友会室を使用するにあたっては、次の注意事項を遵守してください。

(1) 退室する際は、消灯し窓及び出入口を必ず施錠してください。

(2) 危険物の持ち込み及び保管は禁止します。

(3) 学友会室内における電熱器具及び火気の使用は禁止します。

(4) 学友会室内は禁酒、禁煙とします。

(5) 学友会室内は学友会の責任で清掃し、常に整頓に努めてください。

(6) 学友会室内における掲示物は、必ず掲示板を使用してください。

(7) 学友会室内には、貴重品を保管しないでください。

(学友会室への入室)

第7条 防火、防犯の目的、その他必要に応じ本学教職員が学友会室に入室する場合があります。

(使用の制限)

第8条 学友会室使用にあたり、その使用目的、使用状況に問題があり、学友会室管理上支障が生じたときは、学生部長と学生サービスセンター長が協議の上、学友会室の使用を制限する場合があります。

(設備・備品の破損)

第9条 学友会室備え付けの設備、備品を破損若しくは故障させた場合は、速やかに学生サービスセンターに届け出、その指示に従ってください。

(電気使用料の支払い)

第10条 学友会室の電気料金については、年度毎に学友会から聖隷学園に支払うこととします。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、学生支援協議会の意見を聞いて大学部長会が行います。

附 則 この規則は1992年9月16日から施行する。

附 則 1993年4月1日一部改訂(使用時間)

附 則 2005年4月1日一部改訂(校名、使用時間、学生サービスセンター、電気使用料、改廃)